

## 論文の著作権管理と二重投稿

\* 最近、学会の論文誌や技術研究報告（技報）あるいは国際会議にかかわる著作権管理及び二重投稿に関する問題を議論する機会に何度か遭遇しました。3月の総合大会における編集委員会主催の査読委員向け説明会の席上では国際会議等に投稿した論文を元に学会論文誌に論文を投稿する場合、著作権処理はどのように行うべきか議論になりました。また、同じく3月にある国際会議の採録決定の会議に組織委員として参加しましたが、そこでは複数の国際会議に同一著者による同じような論文が並行して提出されていることが問題になりました。いわゆる二重投稿と考えると採録をしないのかどうかという問題です。昨今かなり分野の重複する国際会議が数多く開催されている現状からか、このような同一著者が同じ論文を同時並行で国際会議に投稿するパターンが出てきているようです。難しいのは並行して査読が行われている結果、たまたま発見されれば二重投稿でリジェクトになりますが、結果的に複数の会議で採録されることもあり得るわけで、最後は投稿者のモラルに依存せざるを得ません。

\* さて、ここでは国際会議や研究会への論文投稿といわゆる学会論文誌への投稿について考えてみたいと思います。査読付きの国際会議への投稿と論文誌への投稿の違いは、前者における査読があくまで開催期限を切って当該の国際会議における専門家間の議論を活発にすることを目的としているのに対して、後者は学会の権威、見識と専門の査読者の見識に基づいて論文を選定することにあります。国際会議のproceedingsは永続的な記録性が必ずしも保証されない（国際会議は往々にしてなくなることが発生する）のに対して、学会の論文誌は相対的に記録性が高いこともその違いの一つと考えられます。

\* 更に電子情報通信学会の場合は大会の予稿、研究専門委員会の技報があります。これは査読もありません。元々、これらは論文にする前の研究成果を専門家の間で議論してもらい、質を高めた上で論文誌に投稿するという重要な役割があると思います。この仕組みは私自身の若いころの経験も含めていけば学会の重要な役割の一つと考えられます。したがって、一般論からいけば同一著者が国際会議や大会、研究会の予稿等に基づいて論文誌に投稿する場合はその研究成果の主たる成果が同一と考えられても二重投稿にはあたらないと考えられます。これは学会の論文誌投稿規定でも明確に認められています。

\* 一方で、学会の技報に掲載された内容に基づき、例えばIEEEの論文誌に投稿した場合、技報の英文アブストラクトの内容が同一であることからリジェクトされるケースがあるという話を聞きます。もちろん、既に他の論文誌に既投稿若しくは既発表のものを再度投稿した場合、その主たる成果が同一であれば二重投稿といえるためこれが判明した場合は

不採録となります。しかし、このケースは学会のルールとIEEEのルールが違うということで済まされるかどうか疑問が残ります。もちろん、IEEEへの投稿は見送り、学会論文誌に投稿して頂くというのが学会の活性化のためには喜ばしいのですが、悩ましいところです。

\* ところで、この研究成果をまとめるプロセスとして国際会議、研究会から論文誌という流れは許容されるとして、問題になるのは著作権の帰属です。学会の大会予稿集あるいは技報の著作権は投稿時点で学会に帰属させることがうたわれています。主たる目的は、投稿された論文を必要に応じて学会の判断に基づいて再編集、再出版する場合を想定したものです。これには他学会との共催による研究会等の出版も該当します。その精神は、再編集、再出版等に当たっての著作権処理をいちいち個人個人の許諾を得ずに行うことを可能にすることにより著作権処理の軽減を図ることです。

\* しかし、学会が関与しない国際会議等でも往々にして同様の目的で著作権を主催者側に帰属することを条件している場合があります。学会の研究会等で発表した技報等に基づいて同一著者が学会の論文誌に投稿する場合、著作権管理上の問題は発生しません。しかしながら、既に学会以外に著作権を譲渡している原稿に基づいて学会の論文誌に論文を投稿する場合は著作権譲渡の問題をクリアしていない限り厳密に言えば問題になるといえます。逆に、学会の技報や国際会議の投稿原稿に基づいて他学会の論文誌に投稿する場合も、著作権の委譲処理をする必要があるといえます。

\* このような状況は、投稿する側から考えると面倒な処理を伴うことになり何らかの改善が望まれるといえるでしょう。例えば、厳密な著作権帰属ではなく著作物の利用権のみを学会に帰属させ原著作物の著作権はあくまで著者に残すといった方法もあるかもしれません。しかし、これを学会が一方的に実施した場合学会論文誌への投稿が減ってしまうのではといった議論も出てくるかと思えます。この考え方の善し悪しは別としても現実にはルールの変更はしっかりした議論に基づいて行われるべきでしょう。

\* 現段階で以上のような著作権処理あるいは二重投稿をどのように判断し処理するか学会としてのルールが完全に整備されている状況ではないと思います。また、ルール化にあたっては学会だけでなく海外も含めた他の学会と連携したルール整備も必要ではないかと思えます。これらは、我々電子情報通信学会を取り巻く状況の変化にも対応して柔軟に変更、運用される必要があると思います。継続した議論が必要だと思いますが、一方でこれらの状況を踏まえつつも現行ルールでは何が基本かも会員の間できちんと認識し、必要な手続きは取るといった姿勢が必要だと思います。

(編集理事 三宅 功)